

令和4年度 社会福祉法人指導監査等結果について

令和4年度に板橋区長が所轄する社会福祉法人に対し実施した指導監査結果等の結果について、以下により報告する。

I 指導監査について

- 1 指導監査の目的
- 2 指導監査の種類
- 3 一般指導監査の流れ

II 令和4年度の指導監査及び認可等

- 1 指導監査の実施状況
 - (1) 一般指導監査
 - (2) 特別指導監査
- 2 一般指導監査の実施結果等
 - (1) 指導監査の結果に基づく法人への指導
 - (2) 監査結果の概要
 - (3) 監査項目における文書指摘数及び主な内容
 - (4) 文書指摘に係る改善状況（令和5年3月1日の状況）
- 3 令和4年度の認可等事務手続き数

I 指導監査について

社会福祉事業の実施を目的として設立される社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する、所轄庁*の指導監査は、監査事項に関して具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導に地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）の存在等の課題があるとされてきた。

※所轄庁：社会福祉法人に対する認可、監督若しくは命令をし、又は届出を受ける権限を有する行政機関の長のこと。所轄庁は原則として都道府県知事であるが、社会福祉法第 30 条第 1 項第 1 号の規定により、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものについては、市長（特別区長を含む）が所轄庁となることと定められ、板橋区長は、この規定により該当する法人の所轄庁とされる。

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）の施行に伴う社会福祉法人制度改革において、法令及び関係通知の改正等が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準として「社会福祉法人指導監査実施要綱」（平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。最終改定令和 3 年 11 月 12 日付。以下「国要綱」という。）が制定された。これに伴い、全国の所轄庁は、法人に対する指導監査を本要綱に基づき統一の基準にて実施することとなった。

当区においては、平成 28 年度まで「板橋区社会福祉法人指導検査実施要綱」（平成 25 年 3 月 13 日区長決定）に基づき、各年度に「指導検査実施計画」を定めて指導検査を実施し、検査で確認した事実に対する評価は「板橋区社会福祉法人指導検査基準」に基づき行ってきたところであるが、改正法令及び通知の趣旨並びに本業務が第一号法定受託事務であることに鑑み、平成 29 年度以降に実施する指導監査は、国要綱に基づき行うこととし、「板橋区社会福祉法人指導検査実施要綱」は、平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止した。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）に基づき権限移譲のあった平成 25 年 4 月 1 日以降、社会福祉法第 56 条第 1 項に基づく法人に対する実地検査を、東京都に準じて「指導検査」と呼称していたが、平成 29 年度より国要綱に定められた呼称である「指導監査」に改めた。

1 指導監査の目的（国要綱「1 指導監査の目的」）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人の自主性・自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものである。

【板橋区が所轄する社会福祉法人数の推移】（各年度 4 月 1 日現在）※1

事業区分	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度※2
社会福祉関係	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人
児童福祉関係	22 法人	22 法人	22 法人	22 法人	23 法人
老人福祉関係	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人	6 法人
障がい福祉関係	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人	3 法人
合 計	32 法人	32 法人	32 法人	32 法人	33 法人

※1 平成 25 年度に東京都知事から移管された際は 34 法人であった。平成 27 年度に老人福祉事業を実施する 1 法人が、平成 29 年度に児童福祉関係事業を実施する 1 法人が板橋区外で事業を開始したことにより東京都知事へ移管となった。

※2 令和 3 年 5 月に児童福祉関係事業を実施する 1 法人が設立登記され、区所管となった。

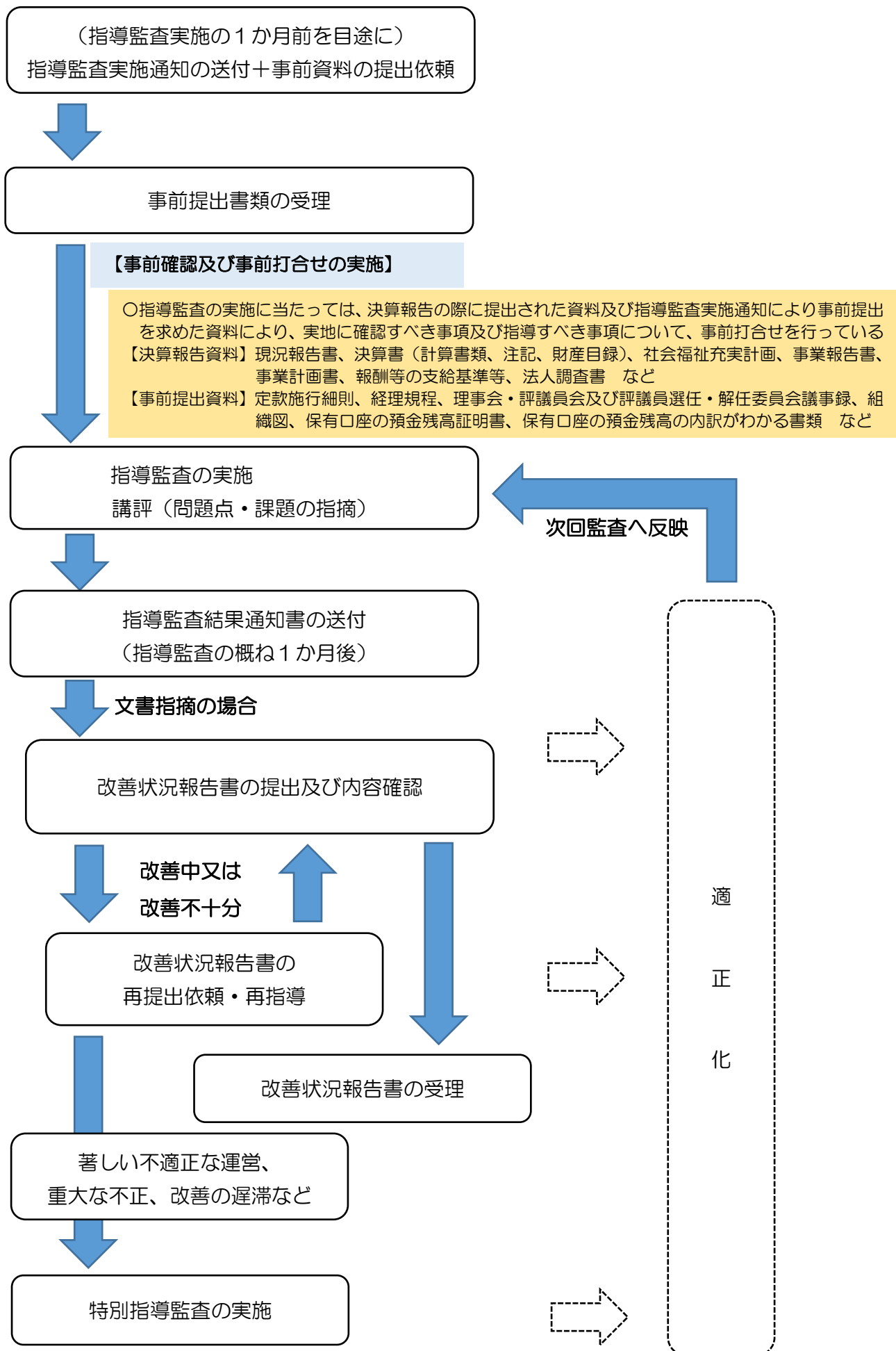
2 指導監査の類型（国要綱「2 指導監査の類型」）

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし※1、いずれも実地において行う。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画を策定した上で、国要綱の別紙「指導監査ガイドライン」※2に基づき実施する。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、国要綱の別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

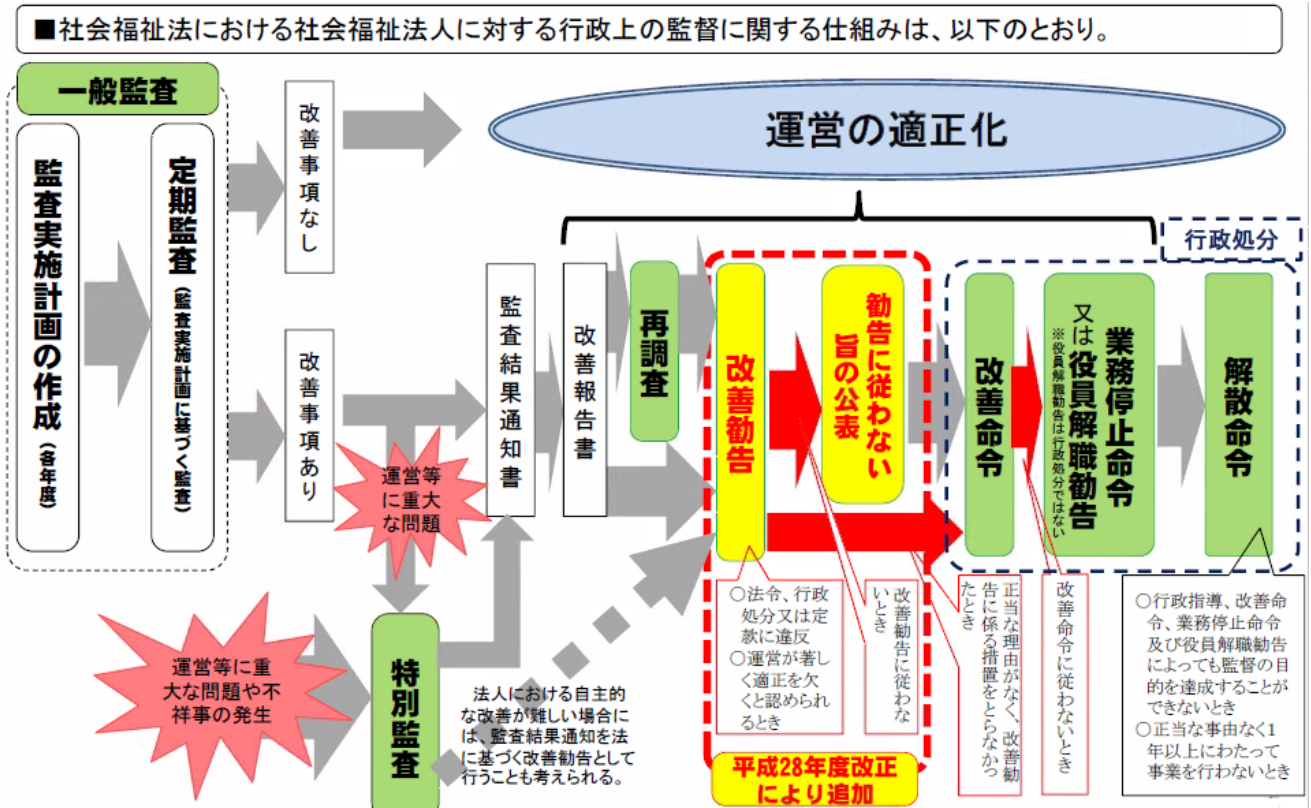
※1 板橋区社会福祉法人指導検査実施要綱に規定されていた、施設整備中検査については、一般指導監査に集約された。

※2 「指導監査ガイドライン」：所轄庁が、国要綱に基づいて行う一般監査において、その監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）を定めるものとして、国要綱の別紙として規定されている。

3 一般指導監査の流れ



【参考 1】指導監査の流れ



	根拠	内容
報告要請 指導監査	法第 56 条第 1 項	○必要な限度において業務若しくは財産の状況に関して報告させる ○事務所その他の施設に立ち入り、必要な限度において業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査
改善勧告	法第 56 条第 4 項	法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、著しく適正を欠くと認めるとき、期限を定めて改善のための必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる
公表	法第 56 条第 5 項	勧告を受けた社会福祉法人が期限内に従わなかったときは、その旨を公表できる
改善命令	法第 56 条第 6 項	勧告を受けた社会福祉法人が、勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる
業務停止命令 役員解職勧告	法第 56 条第 7 項	改善命令に従わないとき、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止命令又は役員の解職を勧告することができる。 ※役員の解職を勧告しようとする場合⇒所轄庁の指定した職員に対して、予め書面により日時・場所・勧告を成すべき理由を書面により通知し、弁明の機会を与えなければならない（法第 56 条第 9 項）
解散命令	法第 56 条第 8 項	法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的が達成できないとき、又は正当な理由なしに一年以上事業を行わないとき、所轄庁は、解散を命ずることができる

行政処分

【参考2】 監査周期

法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則（※）
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
会計監査人を置く法人	5年に1回まで延長可
公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	同上
専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表（ISO9001 認証取得施設も同様とする。） ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	4年に1回まで延長可
上記以外の法人	継続的な実施

（※）法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能

（注）監査周期については、年度単位で判断する。

Ⅱ 令和4年度の指導監査及び認可等

1 指導監査の実施状況

(1) 一般指導監査

令和4年7月から令和5年2月までの間に、板橋区長が所轄する33法人（令和4年4月1日現在）のうち15法人に一般指導監査を実施した。監査を実施した結果、文書による指摘事項（以下、「文書指摘」という。）が13法人にあったため、改善の報告を求めた。

なお、平成28年度途中から、指導監査において講評を行った事項のうち、文書指摘とならなかった事項（口頭指摘、助言）については、今後の法人運営の改善に活用できるよう、その内容を監査結果通知書の参考資料として送付することとしているが、これは令和4年度も継続して行った。

事業区分	対象法人数	実施状況					
		令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実施法人数	実施率				
社会福祉関係	1	1	100%	0	0	0	1
児童福祉関係	23	12	52.1%	9	6	10	11
老人福祉関係	6	1	16.6%	3	2	2	2
障がい福祉関係	3	1	33.3%	1	1	1	1
	33	15	45.4%	13	9	13	15

(2) 特別指導監査

令和4年度は、該当法人が存しなかったため、特別指導監査は実施していない。

なお、平成25年度の事務移管以降、板橋区において特別指導監査等の実施実績はない。

2 一般指導監査の実施結果等

(1) 指導監査の結果に基づく法人への指導

法人への指導は、国要綱の規定に基づき、下表の基準及び指導監査ガイドラインの規定内容により実施した。また、①（イ）及び②の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮が求められている。

①	法令又は通知等の違反が認められる場合	(ア) 文書指摘	違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置を採るべき旨を文書により指導する。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、所轄庁が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。
		(イ) 口頭指摘	違反の程度が軽微である場合又は違反について（ア）の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導することができること。
②	法令又は通知等の違反が認められない場合	法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。	

なお、指導監査ガイドラインには、その運用に関し留意事項※が記載されていることから、これに従って法人への指導を行った。

※【指導監査ガイドラインの運用に係る留意事項】（抜粋）

1 実施要綱の5の（1）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。

（1）指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。

（2）指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。

（3）指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。

2 法令又は通知等に違反する1つの事実が、複数の指摘基準に該当するが、指導すべき事項が実質的に1つである場合については、状況に応じ、いずれか一方の指摘基準に基づく指導を行うことで差し支えないこと。

3 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。

ただし、ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。また、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。

【参考】指導監査ガイドラインの構成

項目	監査項目
I 法人運営	
1 定款	
	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。
2 内部管理体制	
	1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。
3 評議員・評議員会	
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。
(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。
	2 決議が適正に行われているか。
	3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。
	4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。
4 理事	
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。
(2) 選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
(3) 適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。
	2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。
5 監事	
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。
(2) 選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
	2 監事となることができない者が選任されていないか。
	3 法に定める者が含まれているか。
(3) 職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。
6 理事会	
(1) 審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
(2) 記録	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。
(3) 債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。
7 会計監査人	
	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。
	2 法令に定めるところにより選任されているか。
	3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	
(1) 報酬	1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。
	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。
	4 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。

	(2) 報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。
	(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。
	(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。
II 事業		
1 事業一般		
		1 定款に従って事業を実施しているか。
		2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。
2 社会福祉事業		
		1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。
		2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。
3 公益事業		
		1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。
4 収益事業		
		1 法に基づき適正に実施されているか。
		2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。
III 管理		
1 人事管理		
		1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。
2 資産管理		
	(1) 基本財産	1 基本財産の管理運用が適切になされているか。
	(2) 基本財産以外の財産	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。
	(3) 株式保有	1 株式の保有は適切になされているか。
	(4) 不動産の借用	1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。
3 会計管理		
	(1) 会計の原則	
	(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。 2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
	(3) 会計処理	1 事業区分等は適正に区分されているか。 2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 資金収支計算書 事業活動計算書 貸借対照表
	(4) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。
	(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。
4 その他		
	(1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。
	(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。
	(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。
	(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。 4 契約等が適正に行われているか。

(2) 監査結果の概要

令和4年度の監査においては、平成29年施行の改正社会福祉法に基づく所轄法人に対する指導監査が令和元年度までに一巡しているが、前年度以前と同様に改正後の社会福祉法により新たに要求されることとなった事項に関連した文書指摘が継続して生じている状況であった。

① 監査状況及び指摘件数

令和4年度は、全体の約45%にあたる15法人に指導監査を行い、13法人に文書指摘を行った。結果通知による、文書指摘の件数は下表のとおりであった（※上図のうち、「文書指摘事項」に該当する数）

所轄法人数	指導監査実施法人数		文書指摘法人数		文書指摘数	区分	実施法人数	指摘数	平均
	実施率	指摘率							
33	15	45.4%	13	86.6%	83	社会福祉	1法人	3件	3件
						児童福祉	12法人	74件	6.1件
						老人福祉	1法人	2件	2件
						障がい福祉	1法人	4件	4件

② 文書指摘数の経年推移

年度	実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘数 (項目数)	1法人あたりの 文書指摘数
平成26年度	19法人	16法人	53件	3.3件
平成27年度	16法人	15法人	67件	4.4件
平成28年度	18法人	14法人	21件	1.5件
平成29年度	17法人	17法人	57件 (188件)	3.3件 (11件)
平成30年度	15法人	14法人	38件 (109件)	2.7件 (7.7件)
令和元年度 (平成31年度)	13法人	12法人	35件 (97件)	2.9件 (8件)
令和2年度	9法人	8法人	20件 (48件)	2.5件 (6件)
令和3年度	13法人	10法人	20件 (68件)	2件 (6.8件)
令和4年度	15法人	13法人	83件	6.3件

※平成28年度以前の指導検査と平成29年度以降の指導監査は、評価基準が異なる

※令和4年度以降は文書指摘項目数のみ表記

令和4年度に指導監査を実施した法人のうち、前回の指導監査が平成30年度の法人は1法人、令和元年度の法人は10法人、令和2年度の法人は2法人、令和3年度の法人は1法人（平成29年度から継続）、であり、また、設立後初の法人が1法人であった。

平成29年に施行された改正社会福祉法による指導監査が令和元年度で一巡したこともあり、2巡目となった令和2年度以降、指摘数の減少が認められたが、この傾向は令和4年度でも引き続き確認された。

(3) 監査項目における文書指摘数及び主な内容

①法人運営

法人運営の項においては、「定款」「内部管理体制」「評議員・評議員会」「理事」「監事」「理事会」「会計監査人」「評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬」が指導監査の対象となる。

※法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人の内部規程に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われる。そして業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査等が定められている。指導監査においては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかをガイドラインに従い、確認するとともに、それ以外の事項についても、必要と認める場合は、その確認を行う。

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
I 法人運営		0	0	0	0	0
1 定款		0	4	0	0	4
	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	0	1	0	0	1
	2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。	0	2	0	0	2
	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	0	1	0	0	1
3 評議員・評議員会		1	6	0	1	8
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	0	1	0	0	1
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	1	2	0	0	3
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	0	0	0	0	0
(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	0	1	0	1	2
	2 決議が適正に行われているか。	0	1	0	0	1
	3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	0	1	0	0	1
	4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	0	0	0	0	0
4 理事		1	3	0	0	4
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0
(2) 選任及び解任	1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	0	2	0	0	2
(3) 適格性	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	1	0	0	0	1
	2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	0	0	0	0	0
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	0	1	0	0	1
5 監事		1	5	0	0	6
(1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0	0	0	0

(2) 選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	1	4	0	0	5
	2 監事となることができない者が選任されていないか。	0	1	0	0	1
	3 法に定める者が含まれているか。	0	0	0	0	0
(3) 職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	0	0	0	0	0
6 理事会		0	15	0	1	16
(1) 審議状況	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	0	2	0	0	2
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	0	4	0	1	5
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	0	5	0	0	5
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	0	3	0	0	3
(2) 記録	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	0	1	0	0	1
(3) 債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。	0	0	0	0	0
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬		0	17	2	2	21
(1) 報酬	1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	0	1	0	0	1
	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	3	1	1	5
	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	4	1	1	6
	4 会計監査人の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0	0	0	0
(2) 報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	0	4	0	0	4
(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	0	5	0	0	5
(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	0	0	0	0	0
I 法人運営に係る文書指摘事項の合計		3	50	2	4	59

※指摘基準に該当しない内部規程等の違反については、「I 法人運営」の項目で指摘を行うこととされている。

※所轄する法人に会計監査人の設置が必要となる法人が存しない（規模要件：資産 30 億円以上、負債 60 億円以上）ため、「内部管理体制」「会計監査人」の項目、「評議員会、理事、監事及び会計監査人の報酬」の一部については、監査の対象とはしていないため、上表は2及び6について除外している。

【主な文書指摘事項の内容】

3 評議員・評議員会

- ・評議員の選任にあたり、欠格事由等の確認が行われていない。

5 監事

- ・監事の選任にあたり、現任監事の過半数同意が確認できない。

6 理事会

- ・理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有する者の存否について確認が行われていない又は確認が不十分である。
- ・理事に委任されている範囲が理事会の決議により明確に定められていない。

8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

- 理事報酬の総額が、評議員会で決議されていない。
- 監事報酬の総額が、評議員会で決議されていない。

②事業

事業の項においては、「事業」が指導監査の対象となる。

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
II 事業						
1 事業一般		0	1	0	0	1
	1 定款に従って事業を実施しているか。	0	1	0	0	1
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。	0	0	0	0	0
2 社会福祉事業		0	1	0	0	1
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	0	1	0	0	1
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0
3 公益事業		0	1	0	0	1
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。	0	1	0	0	1
4 収益事業		0	0	0	0	0
	1 法に基づき適正に実施されているか。	0	0	0	0	0
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	0	0	0	0	0
II 事業に係る文書指摘事項の合計		0	3	0	0	3

【具体的な文書指摘事項の内容】

2 社会福祉事業

- 拠点区分間貸付金が年度内精算されていない。

③管理

管理の項においては、「人事管理」「資産管理」「会計管理」「その他」が指導監査の対象となる。

項目	監査項目	文書指摘数				
		社会福祉	児童福祉	老人福祉	障がい福祉	合計
Ⅲ 管理						
1 人事管理		0	0	0	0	0
	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0
2 資産管理		0	0	0	0	0
(1) 基本財産	1 基本財産の管理運用が適切になされているか。	0	0	0	0	0
(2) 基本財産以外の財産	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	0	0	0	0	0
(3) 株式保有	1 株式の保有は適切になされているか。	0	0	0	0	0
(4) 不動産の借用	1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。	0	0	0	0	0
3 会計管理		0	20	0	0	20
(1) 会計の原則		0	3	0	0	3
(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	0	10	0	0	10
	2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	0	1	0	0	1
(3) 会計処理		0	0	0	0	0
	1 事業区分等は適正に区分されているか。	0	0	0	0	0
	2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	0	0	0	0	0
	3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	0	3	0	0	3
(4) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。	0	0	0	0	0
(5) 附属明細書等		0	1	0	0	1
	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1	0	0	1
	2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1	0	0	1
	3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1	0	0	1
4 その他		0	1	0	0	1
(1) 特別の利益供与の禁止	1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	0	0	0	0	0
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	0	0	0	0	0
(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	0	0	0	0	0
(4) その他		0	0	0	0	0
	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	0	0	0	0	0
	2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	0	0	0	0	0
	3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	0	0	0	0	0
	4 契約等が適正に行われているか。	0	1	0	0	1
Ⅲ 管理に係る文書指摘事項の合計		0	21	0	0	21

※指摘基準の定め違反のほか、法人の財務状況を正確に表示しない（問題点を隠す）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則していない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類に重大な影響を与えた場合等については、ガイドラインの「Ⅲ 管理」-「3 会計管理」-「(3) 会計処理」で指摘を行うこととされている。

【主な文書指摘事項の内容】

3 会計管理

- ・計算書類及び附属明細書が、正確に表示されていない。
- ・経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。

3 令和4年度の認可等事務手続き数（令和5年3月1日現在）

種 類	件数	内 容 等
法人設立認可申請	0	
寄附財産移転完了報告	0	
定款変更認可申請	4	
定款変更届	0	
基本財産担保提供承認	0	
基本財産処分承認申請	1	
法人合併認可申請	0	
法人解散認可・認定申請	0	
社会福祉充実計画承認申請	4	
社会福祉充実計画変更届	0	
社会福祉充実計画終了承認申請	1	
税額控除証明	0	
現況報告書	33	
板橋区ホームページによる、現況報告書等の代行公開	0	